

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費算定に係る体制(介護報酬加算等)に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

○ サービス別の届出窓口等

サービス種別	届出先	算定期期
訪問介護 (訪問型介護予防サービス・訪問型生活援助サービス)	介護事業者課 06-4309-3318	届出が受理された日が 15日以前→翌月から 16日以降→翌々月から 算定可能
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)		
訪問看護 (介護予防訪問看護) ※ 緊急時(介護予防訪問看護加算は受理日から算定)		
訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)		
通所介護 (通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス)		
地域密着型通所介護 (通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス)		
居宅介護支援		
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	病院・診療所 介護老人保健施設 (みなし事業所)	届出を受理した日が属する 月の翌月 (届出を受理した日が月の 初日である場合は当該月)
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	法人・高齢者施設課 06-4309-3315	
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	単独型 (地域密着型特別養護老人ホーム含む) 特別養護老人ホーム・特定施設併設型	
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 (みなし事業所)	
	その他	介護事業者課 06-4309-3318

* 届出に際しては、電話で予約の上、持参してください。(郵送での受付はできません)

* 令和2年度より介護事業者課担当となった地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防支援)については介護事業者課ウェブサイト内の「地域密着型サービス加算届(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外)」よりご覧ください。

(注)介護職員等処遇改善加算を新たに算定する場合は、上記にかかわらず、前々月末日までに届出を完了する必要があります。(例 8月1日から算定する場合 6月末日までに届出)

訪問入浴・介護予防訪問入浴

加算

項 目	必 要 書 類
LIFE への登録 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防訪問入浴介護)
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防訪問入浴介護)
認知症専門ケア加算 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防訪問入浴介護) ④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12)
サービス提供体制強化加算 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防訪問入浴介護) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14) ⑤誓約書(サービス提供体制強化加算用)
看取り連携体制加算 (訪問入浴)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴) ③看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)
介護職員等処遇改善加算 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防訪問入浴) ④介護職員等処遇改善加算計画書一式

※介護職員等処遇改善加算の届出についての必要書類および記載例は、別途「介護職員等処遇改善加算の届出について」をご参照ください。